麻績村通学路安全推進会議設置要綱

平成 27 年 7 月 6 日 麻績村教育委員会告示第6号

(設置)

第1条 この要綱は、「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」(平成25年12月6日文部科学省、国土交通省、警察庁通知)に基づき、村内の通学路について児童・生徒の通学路における交通安全の確保を図り、着実かつ効果的な取組みを推進するため、麻績村通学路安全推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。
- (1) 通学路の交通安全の確保に向けた取組の基本的方針「麻績村通学路交通安全プログラム」の策定及び推進に関すること。
- (2) 通学路の合同点検、対策内容の検討、対策の実施に関すること。
- (3) 関係機関等との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (4) その他、通学路の交通安全の確保に関すること。

(組織)

- 第3条 推進会議の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者をもって組織し、麻績 村教育委員会が委嘱又は任命する。
- (1) 松本建設事務所
- (2) 安曇野警察署
- (3) 安曇野交通安全協会麻績支部
- (4) 麻績小学校
- (5) 筑北中学校
- (6) 麻績小学校PTA
- (7) 筑北中学校PTA
- (8) 麻績村振興課
- (9) 麻績村教育委員会

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 委員に欠員が生じたときの補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

- 第5条 推進会議に会長1名、副会長1名を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、議長となる。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、麻績村教育委員会内に置く。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。